

は給与法そのものにつきましても、国家公務員の
ような押え方ができないわけでございます。これ
はたいへん疑っているようで悪いわけございま
すけれども、最終俸給だけを極端に上げるとい
うようなケースも想像されるわけでありまして、そ
ういたしますと、組合の年金の計算の基礎になっ
ておりますいろいろな考え方がくずれてまいり
まして、したがって今度の改正にお
きまして、他の共済制度との均衡を考慮して給
付率は従前どおりにいたし、ただ御指摘のよう
に頭打ちの撤廃、それから五年を三年にするとい
う新法の考え方をうたっているというのがわれ
われの考え方でございます。

○湯山委員 これは局長の御答弁とも思えないよ
うな御答弁だと思ふのです。給与の体系が整つて
いないということのために、私学の先生たちは年
金の扱いにおいて不利であつていいというよう
な御趣旨のようによつて取れました。ことに逆選
択の問題、最終俸給だけ上げるといふようなこと
についての御懸念があるようだけれども、むしろ
これは過去において国家公務員、地方公務員、
給与体系が整つていないといふところ、
においてなされておつたという事例をあげてみま
すと、当初公務員の場合は、最終一年ではな
く、最終給与を恩給の対象にしておつたことがあ
りました。これはむしろそういう公務員であるが
ゆえに最終給与だけあるいは二階俸上げのな
り、あるいはもつと上げるなりして逆選択が行な
われた。そこで最終給与ではだめだといふこと
で、一年間にするこゝとによって逆選択を防止す
る措置をとられたわけですね。私学の場合は、や
はり一年であれば、その間にちゃんと標準給与に
従つて掛け金を掛けておるのですから、一年さ
かのぼつて逆選択するといふことは不可能だと思
ひます。かりに最終給与だけつり上げることにし
たところで、それはいまのよう最終年の標準給与
をとるといふことであれば、すでにそれだけの
ものは法的な手続を経ておるわけですから、逆
選択の余地はないと思ふのです。不備であるなら

不備ななりに、悪ければ悪いなりに一年間とい
うものはかわりはないわけですから、ただいまの御
答弁、せっかくですけれども了解できないと思
ひますが、いかがでしょうか。

○天城政府委員 私たちの共済組合に対してや
つております考え方は、いま申し上げたような点
から、現在、御存じのとおり新法期間におきま
して三年平均をとつておられますから、旧法期間
におきましても、保険給付の立場から、年金計算
上、三年が妥当だといふ考え方を現在とつて
おるわけでございます。

○湯山委員 年金給付の立場から、三年をとると
いうその原則はよくわかります。ですけれども、
現に旧法期間については、国家公務員、地方公務
員については最終年次がとられてゐる。これに合
わしていつかというものが当初確認した改正の方
向でございますから、それならば一年というの
は好ましくないこともありません。しかし、現に
国家公務員、地方公務員に対してなされてゐる。
そこで、その最終年次をとることができない理由
として、給与体系が確立していない、不備だから
という理由をおあげになつたので、私は、それじ
や納得できないといふことを申し上げておるの
です。ただ、いまのように三年が妥当と思ふなら
国家公務員、地方公務員を三年にする。そしてそ
の三三・三〇という率を四〇〇にすれば、これは
国家公務員、地方公務員、いまの私学全部、そ
ういふ方法もとれるわけなんです、三年にするな
らば率のほうを考へていく。しかも、国家公務員、地
方公務員もそれに合はすといふ方法もとれると思
ふのです。それをあえて三年でとめて、そこ
には格差があるはずで、そういう格差を残す理
由が納得できないといふことですから、もう一度
御答弁願ひたいと思ひます。

○天城政府委員 私が先ほど申し上げたのは、給
与体系の面からの一つの事情を率直に申し上げ
たわけでございますが、共済制度、新法の扱いにお
きまして、保険給付の上からいつて三年とい
ふ形をとつておられますので、御指摘のよう

率その他全体にこれが影響もございしますが、と
にかく、現在、新法が三年でございしますので、旧法
も新法に合はせるという方法をとつたのでござ
います。

○湯山委員 そうすると二元的になつて、一つは
国家公務員に合はせる、一つは新法に近づける、
こういう二つの立場をおとりになることになるわ
けでしょうか。

○天城政府委員 旧法の扱いにつきましては、と
にかく新法の計算方法と異なる不備な点は直さな
ければならぬといふ考え方を今度とつたわけ
でございます。国家公務員と私学教職員との関係に
つきましては、率直に申し上げて、私学共済が
一部厚年の系統からきてゐるということも事実で
ございまして、同時に共済制度、特に教職員とい
う関係もございまして、教職員として国公立と同じ
ような方向に持つていきたいという方向が一つ
ございまして、国共、地共におきましては、何と申
しましても恩給法の既得権と申しますか、その系
統があるわけでございます。その沿革的なものが
両方どうしてもからみ合つておりました、御指摘
の点につきましてもまだすっきりしてない点も
ございまして、現在のところ、私学の場合には保険
給付上最も妥当だと考へられる最大限までをいま
見ていくといふ考え方をとつておるわけござ
います。

○湯山委員 やはりわからないのですが、それ
じゃ国家公務員あるいは地方公務員にそらえるた
めにはいまの点を改める必要があるといふ原則は
お認めになられるのでしょうか、いかがでしょ
うか。

○天城政府委員 その点については、むしろ旧法
の問題でなくして、新法の扱いの問題だと思
ふのでございまして、現在御審議願ひてお
りますのが、旧法期間を新法並みに扱ふといふ点でござ
いますので、さらに新法と申しますか、共済制度
そのものにおいてどう扱ふかといふ問題でござ
います。その点につきましては、いま申し上げ
したように恩給系統の既得権ないしは期待権とい

うものを持つておる線と、それから私学共済の系
統との現実の流れがございしますので、いますぐど
うするかといふことを私申しかねる段階でござ
います。将来の検討問題に残させていただきたい
と思ひます。

○湯山委員 これは大臣にお尋ねしたいと思
ひます。いま局長のいろいろ御苦心の御答弁の
ほどはよくわかりますけれども、私学の先生たち
は給与体系が確立してないために逆選択のおそ
れがあるといふような一つの理由で、本来ならば
国家公務員、地方公務員に合はせれば最終年の平
均をとる、それが三年間の平均をとるといふ不利
な扱いをここで一つだけ受けてゐる。そこで、そ
れについては何らかの方法で是正の必要があるん
じゃないか。その方法としては、確かに新法の場
合においては三年をとることが正しい。しかしな
がら率はそれに対応して、旧法では三三・三〇を
四〇〇という扱いをしておられます。それならば
国家公務員と地方公務員とのバランスを、一方は最
終年をとらないで三年の平均をとるかわりに、率
は新法を適用するといふことにすれば、新法との
流れが一体になります。問題点が全くなくなつて
新法の計算で旧法期間の計算がでます。それ
じゃ国家公務員よりその点有利じゃないかとい
ふことにつきましては、国家公務員は、そのかわ
りに旧法期間の最終年次をとる。一方は三年だ
から、ここでは国家公務員のほうが有利である、こ
ういふ形でのバランスのとおり方もあるんじや
ないか。そうしないと不利な分だけが私学のはうへ
しつてられて、そのために結局結論的に不利な扱
いを受けてゐる。これは私はいまの大臣のお考
えからいへば放置できない問題ではないかとい
うに考へますが、大臣どのように考へてしま
うか。

○中村(梅)國務大臣 先ほど局長からも申し上
げましたように、公立共済などは恩給法の期待権
との関係もありまして現状のような制度になつて
おりますが、私学共済としましては新しくこうい
う制度をつくりまして、方向としては公立共済と同

様な線にいきたいというのが希望でありますけれども、やはり原資との関係、その他事情の相違等から見て、一挙には、全く同一であるというところにはいきかねるわけで、今後の課題として御指摘のような点は研究をしてまいりたい、かように私も考えておる次第でございます。

○湯山委員 もう少し今後の御検討いただく材料として、局長のほうへお尋ねします。一体最終年をとった場合にいまよりもどれくらい給付額は上がりますか。

○天城政府委員 いま先生の御質問、比率で申しますと一〇%でございます。

○湯山委員 それから四〇%を適用した場合にどれくらい上がることになりますか。

○天城政府委員 二一%でございます。

○湯山委員 二一%というのは少し大き過ぎるんじゃないですか。

○天城政府委員 三十三分の四十だと思ひますので、一・二一ということに、三十三分の四十を計算しておるわけでございます。

○湯山委員 三十三分の四十でしたら、二一%にならないと思うのですが……

○天城政府委員 三十三分の四十が一・二一というふうに見て、二一%と申し上げたのでございませう。

○湯山委員 そうしますと、今度は最終年をとって一〇%というのはどういふところから出たのでしょうか。

○天城政府委員 これには一つ前提を置きましたわけですが、平均として年間の昇給を一〇%と見て、三年間の平均と一年との差を見たわけでございます。

○湯山政府委員 三年間の平均というのは、一年前になりますね。最終年が二年目になるわけですから、それから、最終年になれば、最終年ですから、結局一年間の給与の上昇を見ればいいわけですね。そうすると、定期昇給が普通なら四〇%程度と、それからベースアップが一〇%なら一〇%ということにすれば、もう少し大きいですね。

○天城政府委員 それは先生がいまおっしゃるように、結論的には一年間見ればいいわけ、定期昇給その他を含めたものがどのくらいかということを見ればいいわけですね。

○湯山委員 そういふことですから、大体最終年をとると、それから四〇%の適用というの、最終年をとれば大体半分近くことになるわけですね。ですから、それだけの差がいまなお国家公務員との間にはあるということになるわけ、十何%という開きは、年金においてはかなり大きいと思ひます。そういうことですから、それだけの差をそのままほうっておくというのではかなり重要な問題じゃないか。ことに五万二千の頭打ちとそれから三年五年、この両方合わせてどれくらい改善になりますか。

○天城政府委員 約一〇%の改善ということになります。

○湯山委員 これもさっき言われたように、五年を三年にするというのは一年の違いだけなんです。ですからそれが一〇%なら五万二千の頭打ちの解消ということはゼロということになりますね。先ほど三年を最終年にすれば一〇%というお話、これはそれで一応了承します。ところが五年三年でやはり同じように一〇%五年平均は三年目になりますし、三年平均は一年だから、一〇%です。五万二千の頭打ちはゼロだ、こういうことになりませう。

○天城政府委員 いま一〇%と申し上げましたのも、ほとんどが五年を三年に平均することからくる上昇率でございます。頭打ちの撤廃がゼロだというのではなくて、これは今後の数その他によりまして若干違いますけれども、現在のところは全体の占める比率は、計算からいくと先生御指摘のように非常にわずかな比率でございます。

○湯山委員 非常にわずかと言ひましても、いま年金を受ける人というのは、私学で二十年以上つとめた人です。私学で二十年以上つとめた人がいまから年金を受ける。いま受けているその人の給与は五万二千円の頭打ちで、ほとんど五万二千円

以下だ、つまりいまの局長の御答弁を逆に言え、いまやめている人の給与というのは五万二千円以下だ、こういうことになると思ひますか……

○天城政府委員 現在の年金者の給与につきましては先生御指摘のような状況でございます。

○湯山委員 局長御答弁のとおりだと思ひます。ですから、絶対額から言えはいろいろ理屈はあるにしても、私も申し上げているように、よくしていく。財源の問題とかそういう問題じゃなくて、制度としてよくしていくということになれば、一体この五万二千の頭打ち解消なんでものは、いまの時点においては何の影響も受けないような修正である。そうして、私学年金が充足してから十数年たつておりますね。これは二十九年からでしかか。そうするとあと七、八年もたてばもういま私が申しておる問題は自然になくなっていくので、検討するということをおっしゃつても、あと五年も六年も検討期間がかつたものでは何のことかわからない。該当者がなくなつてしまひます。ですから、検討するということであれば、すみやかに検討して早くやらないと、これは何のことかわからないということになります。いまこういうたいへん立ち入ったお尋ねをしておるのは、そういう意味なので、絶対額がいま局長がおっしゃつたように非常に低い。今度の改正もほとんどが五年、三年の影響しか受けていない。それならば、いまの率の問題で、多少バランスとか何とかという問題はありましようけれども、しかししたてまえのバランスよりも実質のバランスという点から考えれば、最終年をとったからといって逆選択はできないということ、よくおわかりいただいたかどうか、この点から……

○天城政府委員 御指摘の点はよくわかりました。

○湯山委員 そうすれば、確かに最終年をとるといふのは前世紀の遺物のようなたてまえとして、はたてまえだと思ひます。私もそれがいいとは思ひませぬけれども、現に公務員で残されている制度

なんです。しかもあと六、七年でなくなる取り方ですから、この際、いまの人はほんとうに気の毒なんだから、その人たちのために最終年をとるか、あるいはもっとよくしてあげようと思へば、率のほうを考えると、これは当然あつてしかるべきではないか、こう思ふんですが、もし御答弁いただけるならば大臣からいただきたいと思ひます。

○天城政府委員 湯山先生御指摘の点、たいへん専門的な点でございます。しかも私も問題点をよく了解いたしました。ただ今回の改正あるいは過去におきます私学共済の改善につきましては、共済制度として、現在の制度としてできるだけ充実したものにしたいということが一点、それから今回は特に過去の問題についてなるだけ新法の線に近づけるということが中心でございましたので、残された問題があることは、私も当初から十分承知いたしておりましたけれども、この際は財源関係その他からこの程度にとめたわけでございます。いま御指摘のいろいろの点につきまして、その他にもなおあるかと思つておりますが、今後なお研究課題にいたしたいと思ひます。

○湯山委員 私は特にここで申し上げたいのは、前回の改正のときに、これらの措置はしておくべきだったと思ふんです。新しく法律改正をして、新しい法律で給付をしていくというそのときに、経過措置としていまやっておるようなことは当然やるべきことなんで、それをやっていたか、これは、政府の怠慢というかわれわれの怠慢といふか、とにかく怠慢であつたと思ひます。そういう言い方もできると思ふので、それをいまから何年もかかって処理しようというのでは、これは済まない問題だと思ひます。今度の改正の中には新しいことは一つもないんです。ただ過去のしり始めから、新しく制度をつくるのなら、私は、いま局長なり大臣なりが慎重に検討するという御答弁も理解できないことはありませんが、そうではな

いのです。過去こうであった、新しいものはこうでなければならぬ。それをつくったために過去のことをどう処理するかがこの法律なんですから、そんなにむずかしい問題ではありません。原則は確立しておるのです。ですからこの問題ではこれ以上申し上げてもいたし方のないことかと思ひますけれども、実際は、項目としては三つのうちの二つができたのだから、ずいぶんいいじゃないかと。いろいろにお思ひになりましようけれども、額においてはこれ以上のもので差別として残つておるといふことをひとつ十分念頭にお置きいただいで、御処理をいただきたいと思ひます。この通算の問題は一応それだけにいたしまして、次は最低保障の問題についてお尋ねいたしたいと思ひます。

これはこの法律ではありませんけれども、他の法律との関連でスライドの原則が打ち立てられたことは非常にいいことだと思ひます。そこで一体どのように物価とかそういうものに対応してスライドをしていくのか、具体的な考えがあれば伺いたいと思ひます。

○天城政府委員 いま大蔵委員会にかかつております、たいへん長い名前でございますが、別の法律におきまして、御指摘の年金スライド制の趣旨の規定を御審議いただいておりますのでございませう。この将来問題になる実施の点についての御指摘だろと思ひますけれども、これにつきましましては御存じだと思ひますけれども、いろいろな方法が考えられるわけでございます。物価指数の問題を考えたりあるいは賃金指数の問題を考えたりしなければならぬのじゃないかと現在考えておるわけでございます。恩給公務員の場合のように、昔の給与表をいきなりベースアップして改定表をつくるというわけになかなかまいりませんものですか、結論は統一的な給与表のない私学の場合にどういう基準をつくるかというのを現在考えておるわけでございます。同時に財源負担の問題もございまして、いまだどう方法が一番的確かというところは申し上げかねますが、いろ

いろ検討はいたしておるわけでございます。

○湯山委員 その検討ですけれども、厚生年金については昨年の五月からこういう規定が入つております。したがって政府としては、こういう規定が法律に入つてからすでに一年以上を経過しておる、こう言つてもいいと思ひますが、その間どういう検討がなされておるか、もしおわかりでしたらお答え願ひたいと思ひます。

○天城政府委員 厚年の昨年の改正以後の基準その他については今日の状況でございますが、私つまびらかにいたしておりませんので……

○湯山委員 たいへん不服を申して恐縮ですけれども、文部省の局長のお立場としては、年金なんというものはやっかいものだらうと思ひます。それもわからないことはありませんけれども、しかしこれは文部省が私学の先生たちのためにこういうスライドの原則をこの年金に入れるということをやつた以上は、一体国がどういう取り組みをしておるか、どういう扱いをしておるかということとがわからないでは済まないじゃないか。この法律の責任者は文部省なんですから、こうやってこの法律にそれが入つた以上はどうしていくのかというところが全くなきまづいていないことでは済まないじゃないですか。

○天城政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、私たち全く何もしてないわけではございませんで、恩給の場合の例も検討いたしてございませう。先ほどちよつと触れました物価指数とか賃金指数とかいうものを使って一定のスライド制を考へるということはいろいろ検討いたしております。厚年の問題につきましましては具体的にどういふふうによつておるかというところは御指摘のようにお答えできないものですが、私たちといたしましてはいろいろな方法は検討いたしております。

○湯山委員 これは早くしなければならぬ問題だと思ひます。というのは国家公務員、地方公務員については恩給のベースアップはいままで何回行なわれたでしょうか。

○天城政府委員 いまちよつと私数を覚えておりません。

○湯山委員 一回じゃなくて数回行なわれたことは御存じでしょう。

○天城政府委員 私、数回以上じゃないかと思つたものですから、ちよつといま数字が出なかつたわけですが。

○湯山委員 それでは私学年金は何回そういうベース改定がございましたか。

○天城政府委員 残念ながら私学のはうはまだいたしておりません。

○湯山委員 そうすると、二十九年発足以来の物価、消費者物価でもいいし、賃金でもいいし、何%くらい今日までに上がつておるでしょう。大体でけっこうです。

○天城政府委員 いま私、記憶しておりませんし、ちよつと資料がございせんので、たいへん恐縮ですけれども、お答えできかねます。

○湯山委員 二十九年からですから、十年以上たつておりますね。そうすると、十年前の物価、それから十年前の賃金、局長の給与でどうですか、どれだけ上がつていますか、十年前といまと。

○天城政府委員 ちよつといま記憶しておりません。

○湯山委員 定期昇給だけでも四%ずついけば十年で四〇%です。それにベースアップが相当いつていきますから、ひよつとすると二倍、一〇〇%、少なくともそれに近いものじゃないかと思ひます。その間一方国家公務員、地方公務員は、恩給のベースアップがございましたけれども、私学の先生たちは一度もベースアップがない。私、実は偶然ですけれども、二十八年のこの制度ができたときに厚生委員をしておりまして、これをちよつと手がけました。それから三十二年に標準給与等を大幅改定したあのときも、実はちよつと私のおる委員会にかかつてきてまして、これに関係したのであります。そういう経緯から考えて、今日まで十年間もはうつておつた、一方はもう数回あるいは数回以上

上がつておる。そうすると、このスライドの原則は、最大限来年度の予算では、ことしはもう間に合いますまい、しかし来年度予算では当然やらなければ、これはもう何のためにやつたかわからないことになると思ひます。

そこで問題がそういう問題でございますから、大臣にお尋ねいたしたいと思ひますが、私学のいまのスライドの適用は、当然この法律ができた以上は来年度の予算において措置されて、来年度行なわれるということではなければ、十年以上もはつておいたそういう責任が果たせないと思ひます。当然そうあるべきだと思ひますから、大臣からひとつ明確にそのとおりやるといふ御言明をいただきたいと思ひます。

○中村(梅)國務大臣 この私学共済は、湯山さんも熱心に御検討いただいておりますが、農業共済との関係、その他共済制度全体の問題、あるいは国民年金との関係等もございまして、それとどう一つは、一番大事な点は、やはり原資がどう調達されるかという問題等もございまして、どうも直ちに理屈どおりにはまいりかねると思ひますが、今回の改正におきましても、著しく物価の変動を来した場合には改定をすることになつておりますから、そういう精神にのっとりまして、つとめて改善の行なわれるようにわれわれとしては努力をしてみたいと思ひます。

○湯山委員 大臣、国家公務員の場合は、人事院勧告は五%の変動で出されておることはもう御存じのとおりです。私学の場合は、恩給は必ずしも公務員の給与改定とスライドしてはおりません。しかしそういう原則が入ることによつて、それに接近していくということは考えられると思ひます。そうでなくても、法律によつて数次にわたつて改定された、私学の場合それが放置されておる、そういう事実をお考えいただければ、そう二〇%変動がなければスライドしないというふうなことになるか、その辺の幅が限度ではないかというふうに思ひます。そうすると、制度発足以来一〇

○%もが放置されている、そうすればまずそこを改めて、それから具体的なもう少しきめのこまかいスライドはあっていいと思いますけれども、最初の土台を改める作業というものは早急にしなければ、これはつり合いとか何とかという問題ではなくて、人道上の問題だと思ふのです。そこで最初の是正のためのベースアップ、これはまず早くおやりいただく必要がある、こう思いますが、その点はいかがでしょうか。

○中村(徳)国務大臣 公務員関係の改定にいたしまして、五%以上の場合には人事院勧告で給与の改定が行なわれる。これを今国会で審議いたしておきまする著しく物価の変動というのとは一体どこに押えるか、まだ私どもの確な見当を持っていないわけで、人事院勧告が一ぺんあって、賃金改定が行なわれたらすぐにやるという精神でもないとはいえず。そこで御指摘のように、私学共済につきましては、この制度ができて以来相当の年月がたつており、基本にかなりの相違がある、これをどう是正するかというところは確かに重要な問題だらうと思ふ。ただ原資及び国の負担との関係もありまして、私どもといたしましては、そういうような状況でできるだけ早く改善をする必要があるというだけでは十分に認識いたして、努力をしたいと思ふが、国家財政との関係もありまして、ここでも明言をいたしたかねることが遺憾でございますが、お含みをいただきましたと思ふ。

○湯山委員 大臣の御答弁、前段は了解できますが、あとのほうはあんまりおっしゃらないようにしていただきたい。そういうことよりも、むしろ大臣が全力を尽くして、できない場合はそれはやむを得ぬと思ふ。だから全力を尽くすという御答弁のほうは私はいただきたい。そういうことで、いまの点については全力を尽くしていただくというところで了解いたしました。スライドと同時に今度出てもスライドの問題にしても、この最低保障額にしてもスライドの問題にしても、実はいまのように物価政策がうまくいって

いないというしわ寄せがこういう年金受給者にいつておるといふ事実は、これはほんとうをいえば総理大臣においで願つて、責任をただす必要があるかと思ふのですけれども、それはそれとして、最低保障額というのはいかなるためにつけられるか、最低保障額をつくる趣旨はどこにあるのか、これは局長からひとつ御答弁願ひます。

○天城政府委員 数字についてはいろいろ見方があり御意見があるかと思ひますけれども、考え方としては最低の生活保障ということがやはり基本的にあるべきだと思ひます。

○湯山委員 そのとおりだと思ひます。そこで六万という最低保障額もさることながら、遺族の三万というのはいまおっしゃった趣旨に合つておるかどうか、局長はどうお考えでしょうか。

○天城政府委員 これは御存じのとおり年金が遺族年金に移した場合には半分ということになっておるものでございますから、六万円の遺族年金の最低に今度直したいきさつからこの二分の一の三万円という数字が出てきたわけでございます。

○湯山委員 年金の半分なら最低保障で三万円、今度出されておるのは、最低保障額を三万円にするという法律が政府から出ております。一般の年金額の半分なら、退職年金、障害年金の最低保障額が六万という設定ができれば、何も遺族年金を別に三万というのを言わなくとも半分だからきまつておるのでしょうか。

○天城政府委員 遺族年金はもとの年金の關係によりまして必ずしもすべてそういつておられないんじゃないかと私思ひしておりますので、金額的に指定する必要がある、こう考えておるのでござい

○湯山委員 遺族年金は本人の受ける年金の半分という規定ございせんか。

○天城政府委員 ちょっと私規定上誤まりがあるといけませんので、課長に補足説明させていただきますのでしようか。

○湯山委員 その御答弁はあとでいただくことに

しまして、地方公務員法の四十三条第三項には「本人及びその退職又は死亡の当時その者が直接扶養する者のその後における適当な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならぬ。」これがおそらくどの年金も原則だと思ひます。先般お答えいただいたとおりで、私学の先生は比較的高齢者が多い。これも文部省のほうからお答えになっておるところです。そうすると現在遺族年金を受けている人々というのは他の年金受給者よりも相当高齢であるということが当然言えると思ふのです。だから別にはから収入を得る道も少ない。そういう人たちの遺族の生活を三万円ですすめたい。ある程度というのですけれども、これにも限度がありましようけれども、ともかくもそういう趣旨のものが年三万円、これで一体いいものでしょうか。

○天城政府委員 数字の問題につきましては、いろいろ御意見があるのは当然だと思ふのでござい

ますが、現在恩給法を中心にして最低保障の線がこの線をとおることに決定いたしましたものでございまして、遺族年金もこの半分の三万円という数字をとつたわけでござい

○湯山委員 現行法では普通の最低保障額と遺族年金の最低保障額との割合はどうなつておりますか。

○天城政府委員 現在の既裁定ではございせんが、現在の最低額という意味でございせん。退職年金は八万四千円、それから廃疾でございせんが、二級が八万四千円でございせんが、一級は十萬三千二百円でございせん。それから三級は現在のところ六万円の最低保障をいたしております。実際計算いたしますと五万七千五百円でござい

すけれども、六万円にいたしております。それから遺族年金の場合の最低保障は六万七千二百円でござい

○湯山委員 そこで現行法においては最低保障額の八割程度が遺族の最低保障になつております。これは年金の本体が最低保障ですから、ぎりぎりのところですからこの半分なんかではとてもや

れない。そこでたてまえとしては半分だけれども最低保障は八割ぐらゐまで持つていく、こういう精神なんです。ところが既裁定者についてはそれが六万円ですから、それよりも低いそのまゝの半分というのはいかにも機械的過ぎる。六万でも不十分だけれども、私はその六万の八割なら八割の四万八千円とかあるいは五万とか、せめてそういう配慮がなければ遺族の最低保障なんて言う資格はないと思ふのですが、いかがですか。

○天城政府委員 御指摘の点もとてもござい

ますが、恩給あるいは他の共済制度を通じてこのたび共通なこういう制度をとつたものでござい

○湯山委員 私はまだ在職支給とか財源とか加入者の問題、これらをお尋ねしたいのですけれども、要約して言いますと、局長の御答弁は原資の問題、他とのつり合い、この二つの御答弁でこれ

からあと全部いきそうです。せつかくいまのように現行法では八万四千円に対して六万幾らという最低保障の配慮があるのです。ところが今度の遺族の場合六万の半分の三万、これは遺族の最低保障ということにならない。こういうほんとうにだれが考えてもそうだと思うような問題も、原

資の問題、他とのつり合いということでも処理されたのでは、そういうことだとあつた質問はできないです。これは確かにそういうこともありま

しょうけれども、この制度については、いま出しておるこのことについては局長が責任者ですから、ひとつ思ひ切つてこれはだれが悪いんだ、そういうことをしたのは大蔵省なら大蔵省だ、あるいは厚生省なら厚生省だ、あるいは文部省の力不足してそうなつたけれども、これはどうして直さなければならぬとか、もうちょっと前向きなといふんです、踏み込んだ答弁をしていただかないと——いまお聞きしようと思つて原資の關係、他とのつり合いということでもないきそうです。心配になりましたので……。ちつとも遠慮す

学校によりますと法人のほうがより多く負担している場合がございす。そういう場合は組合員から見ますと、折半負担という制度に対して、現在の制度のほうがベターだという考えがございすものから、そういう例はございす。

○湯山委員 おそらくそういう問題もあるでしょうけれども、いまこの段階で切りかえるとすれば、おそらく全部の人が希望すると思ひます。ただ過去の経過年数に対する国への整理資源の払い込み、こういう問題がずいぶん大きいんじゃないかと思ひます。そういう過去の整理資源というのは、年数がたてばたつほど大きくなってくるので、発足当初やっておればもっと簡単に片づいたと思ひます。これは当時の議論もそうだったのです。ところがそれをダダラ来ておるために、いまではどうにもしようがないということにあるいはなっているんじゃないか。整理資源について国が思い切った措置をとれば、私はわりあい簡単にこの問題が解決すると思ひます。掛け金負担の問題は、あるいは折半負担となつておつても、その分を理事者側が持つというとは必ずしも違法じゃないと思ひます。別な形でその分を給与する、そういうやり方をしておることも決して少なくありません。私の知っておる範囲でも幾つあります。ですから、そういう方法よりも、むしろいま私学年金に入つて、現在学校でやっておるそれがどれだけ国に金を納めるか、これが非常に大きい問題だと思ひます。もし、いま切りかえるとすれば、どれくらい金をこの共済で納めればいいのか、そういう計算をなさつたことがございす。

○天城政府委員 未加入、また適用除外校の加入問題につきましては、いろいろなもつと複雑な事情があるようございすが、いま原資の問題につきましても幾らかということございすが、実は各学校によりまして、厚生の上に付加給付的なものを持つておられますし、それから短期につきましてもいろいろやつておられますものから、事情は複雑でございす。結局、数字的に、原資

的にどれくらいあるかということをいま計算いたしておられます。

○湯山委員 その問題が解決すれば、あとの問題は、方法はわりあい簡単に出てくると思ひます。ただ短期の問題は、これはまた大学なんかの先生の勤務の形態が非常にまちまちなものから、それにはその別なむずかしさがありますけれども、長期に関してはそんなにむずかしい問題はあまりないと思ひます。そこで、話をする場合に、一体どれだけ原資の振り込みが要するのか、厚年からどれだけこつちへ回ってくる、あるいは学校側からはどれだけ入れるというのがわからなければ、これは幾ら話したつて、話は一步も前進しないと思ひます。そこで、そういう計算をなさつて、その中で国が持つとすればどれだけ、この制度をそうするために国は思い切つてこれだけ持つというふうな呼びかけをしないと、前向きにいかないと思ひます。いままでそういうことがなされていなかつたということは、非常に遺憾だと思ひますけれども、しかし、これも長くたればなるほどそのものが大きくなつてきますから、今年度ぐらゐを目途に、そういうことを具体的条件を定めて話し合つてみるというようにしていただきたいと思ひますが、これはお約束願ひますでしようか。

○天城政府委員 除外校の加入問題につきましても、いままでもいろいろ試みはあつたのでございすが、もちろん、その場合に、ただ入るから入らないかという問題ではなくて、先ほど申したように、かなり利害得失を中心とする現実的なものに見方から議論はいたしておられます。ただ、御指摘のように、原資の問題が非常に大きな要因の一つでございすが、その問題になりますと、結局国の負担というやうな問題にすぐ結びついてくるものでございすので、これは政府の財政負担という問題とどうしてもからみ合つて一緒に考えなければならぬ問題でございすので、ただ私学側の考え方だけでもまいらないわけにございす。御指摘の点はみなからみ合つておられますので、十分

その点を意識しながら、いま特に御指摘のように、私学側のいろいろな現実的な問題というものを十分明らかにしながらこの問題を進めてまいりたい、こう考えておられます。

○湯山委員 いま局長のおっしゃつたとおりですね。国がただ話すだけじゃなくて、国がどれだけ持つという腹がまえがなければこの問題は絶対進まないという、御理解のとおりなんです。で、たびたび附帯決議もあるし、要望もあつて、今日に至つておるんですから、それなくしては前進はないということ、ひとつ大蔵省側とも折衝なさつて、そういう前提のもとにぜひひとつ、長年にわたる問題の処理をいたしたいと思ひます。最後に御尋ねしたいのは、原資についてですが、これも端的にお尋ねしますから、端的にお答え願ひたいのです。

○天城政府委員 私たちのほうの計算によりますと、このたびの改正に要する原資は千分の〇・九九二と計算いたしておられます。それから百分の一引き上げの財源というのは千分の一・一一二と計算いたしておられますので、今回の措置は一分引き上げによって可能だという考え方をとるわけにございす。

てしないことにいたしますが、とにかく一六%ではむずかしいというところは、ひとつ十分頭に入れておいていただく。それから、先ほど来大臣も、努力しなければならぬ、局長も、その点については努力しなければならぬということを、いろいろ項目について御答弁をいただきました。それら全体をやればどれだけ原資が必要かということとは、大ざっぱにおわかりでしようか。

○天城政府委員 これはいろいろ条件が前提にあるわけにございまして、何をどうしたらということはいろいろあるわけにございすけれども、まず掛け金を動かさないということが一つ。それからいままでいろいろお話のありましたものを、たとえば既裁定も恩給法と同じように二〇%にアップしてやるとか、いろいろな前提があるわけにございすけれども、おそらく九近く要するのじゃないかと考えておられます。

○湯山委員 九近く要するとすれば、結局端的に言えば、いま一六%に国の補助が引き上げになりましたけれども、それ以外に九%程度は必要だ。その必要な九%を国が持つか、あるいは各人負担するか、あるいは理事者側が持つか、それは別だろふと思ひます。しかし社会保険制度審議会の答申で見ますと、本人負担はふやすことは避けるべきだという意味の答申が出ておられます。そうすると当然それらのものは国の負担ということになつてくると思ひます。私学振興会が負担する分もありますけれども、結局これは運用の資金というものは国から出ているわけだから、間接には国が見るということと同じなので、どういう形にしろそれらの原資については国が見ない限り制度の改善はできないということになると思ひます。そこで、一六%以外に、そういう原資として相当の額を国が見なければならぬ状態にある。私どももそう思ひますし、あるいはだれもこの制度を考えた人は、これはもつと国が見なければならぬというお考えがあると思ひます。政府のほうではその点についてどういうお考えなのか、政府の考えを聞きたいと思ひます。

本修正案の趣旨は、私立学校教職員共済組合の設立に際して、その財政上の負担を軽減し、その活動を奨励することにある。国庫補助の増額分は、本年度に於いて約十萬円の見込みである。

○天城政府委員 いろいろの原資の問題があるわけですが、特に整理資源の問題を中心に考えてみた場合に、いろいろな前提条件がございますが、給付の改善をはかっていくためには、どうしても原資の問題に触れてまいります。これをいま先生の御指摘のように、掛け金率の問題にいま触れないでいうことになりますれば、これはひとりで私学共済に限りませんで、社会保障制度全般に通じまして国の負担というものが不可避だということ、方向としてはそうならざるを得ないと思うのでございます。したがって、この問題はやはり社会保障制度に對します国の財源のあり方という基本問題にぶつかってまいりますので、私たちがいたしましては、組合員の負担が重くないようにということが一つの趣旨でございまして、おのずから整理資源の財源問題ということにつきましては方向があるのじゃないか、こう考へて、従来もそういう考へ方をとってきております。本年も実は予算の過程でそういう議論をいたしたわけでございますけれども、今後も努力いたしたいと考へております。

○湯山委員 なるほど長期にわたって継続的にそのような措置をとる必要があるというように思いますが、これは御同感だと思ひますが、いかがでしょう。

○天城政府委員 端的に言つてそういうふうにも思つております。

○湯山委員 だんだん御答弁が明快になつてたいへんけっこうだと思ひます。

最後に申し上げたいことは、制度がかりによくつたとしても、その制度だけでは私学の先生たちが退職後の生活を安んじてすることはできない。確かに制度的には接近しましたけれども、問題は、その中身をなすものは本人の給与です。たとひ給与が低くても、給与が低いというところ、これは政府もお認めになつておられるので、その私学の先生たちの給与の是正、先ほど給与体系の問題にもお触れになりましたが、給与体系の確立、そういうことについて文部省は責任を持つておられるのか持つておられないのか、これはいかがでしょう。

○天城政府委員 法律的に申し上げますと、現在私学法によりまして文部大臣の権限というのは非常に限定されておりますから、具体的な給与体系の確立とか、あるいは給与水準の向上とかいうことについては、文部省がいわゆる行政上の権限として持つておられるというふうなわけでございます。ただ全般に私学教育の向上ないしは私学の振興というところは文部大臣の責任でございますし、助言ないし指導ということではございますが、行政上の権限としてはそういうところまで及んでおりません。

○湯山委員 おやりになる意思があらくなるかどうかです。

○天城政府委員 この問題はすでに御案内と思ひますけれども、私学の財政問題全般の問題のことでございます。現在私学の財政が学生の納付金に非常に大きくたよつておる、あるいは外部からの借り入れ金が非常に多いというふうな状況の中で、今日あらためて私学の財政上の問題が議題になつております。これにつきましては現在私学振興方策調査会というのを設けて、文部省におきましても検討中ではございまして、この調査会におきましても私学の経済のあり方についていろいろ議論が出ておまして、給与問題、経費等出ておるものとおりその前提として私学振興の基本問題として私たち検討しているわけでございます。したがひましていま最後の、端的にやるかやらぬかというお話は、この調査会の審議と結果を待つて今後の措置として考へさせていたいただきたいと思ひます。

○湯山委員 局長の御答弁は局長のお立場としてはその程度だろうと思ひます。

それから大臣にお尋ねいたします。

御存じのように私学の給与が低いということは周知の事実でございます。そこで、その是正なくして私学振興ということも意味のないことでは

ございますし、幾ら年金をよくしても、年金の中心が悪ければ弁当箱のからだけ大きくなって中身が入っていないような、そういうことになつて中身の不足です。そこで法律のたてまえ上できないことはない、しかしそれは限度があるというふうな局長の御答弁でございますけれども、法律を振りかざす振りかざさないの問題ではなくて、大臣として、私学の職員の給与の改善は年金のもつと根本的な問題になるわけですから、それについて大臣が積極的に取り組むことになるお考えがあらくなるかどうか、御決意のほどを承りたいと思ひます。

○中村(梅)國務大臣 私学教職員の待遇が改善されることは望ましいことでございます。また期待するところでありましても、これはやはり私学の財政確立の問題が根柢だと思ひます。したがひまして、現在私学振興方策調査会でそういうあり方はどうあるべきか目下検討しておる段階でございます。まだ具体的な方向が出ておりません。私どもはこの問題との関連において、今後できるだけ私学の教職員も待遇の改善されることを期待をしております。

○湯山委員 以上で終わります。

○八田委員長 本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

○八田委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。谷川和蔵君。

○谷川委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代表して、修正案について御説明申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正の趣旨の第一点は、私立学校教職員共済組合に對する国の補助について、政府原案においては、従来の百分の十五の補助率を百分の十六に改めることになっておりますが、そのほかに新たに、財源調整のため必要がある場合には、その費用の一部を国が補助できる道を開くこととしたものであります。

第二点は、既裁定の低額年金の是正措置について、政府原案においては、組合員期間が二十年以上の者にのみ限定されておりますのを、廃疾年金については、組合員期間が二十年未満の場合にあつても、六万円の最低保障を行なうこととするものであります。

委員各位の御賛成をお願いいたします。

以上をもちまして修正案の趣旨の説明を終わります。

○八田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について内閣の御意見があればお述べ願ひます。

「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することが出来る。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金」については、これらの年金」に改める。

「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することが出来る。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金」については、これらの年金」に改める。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正の趣旨の第一点は、私立学校教職員共済組合に對する国の補助について、政府原案においては、従来の百分の十五の補助率を百分の十六に改めることになっておりますが、そのほかに新たに、財源調整のため必要がある場合には、その費用の一部を国が補助できる道を開くこととしたものであります。

第二点は、既裁定の低額年金の是正措置について、政府原案においては、組合員期間が二十年以上の者にのみ限定されておりますのを、廃疾年金については、組合員期間が二十年未満の場合にあつても、六万円の最低保障を行なうこととするものであります。

委員各位の御賛成をお願いいたします。

以上をもちまして修正案の趣旨の説明を終わります。

○八田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について内閣の御意見があればお述べ願ひます。

「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することが出来る。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金」については、これらの年金」に改める。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正の趣旨の第一点は、私立学校教職員共済組合に對する国の補助について、政府原案においては、従来の百分の十五の補助率を百分の十六に改めることになっておりますが、そのほかに新たに、財源調整のため必要がある場合には、その費用の一部を国が補助できる道を開くこととしたものであります。

第二点は、既裁定の低額年金の是正措置について、政府原案においては、組合員期間が二十年以上の者にのみ限定されておりますのを、廃疾年金については、組合員期間が二十年未満の場合にあつても、六万円の最低保障を行なうこととするものであります。

委員各位の御賛成をお願いいたします。

以上をもちまして修正案の趣旨の説明を終わります。

○八田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について内閣の御意見があればお述べ願ひます。

「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することが出来る。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金」については、これらの年金」に改める。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正の趣旨の第一点は、私立学校教職員共済組合に對する国の補助について、政府原案においては、従来の百分の十五の補助率を百分の十六に改めることになっておりますが、そのほかに新たに、財源調整のため必要がある場合には、その費用の一部を国が補助できる道を開くこととしたものであります。

第二点は、既裁定の低額年金の是正措置について、政府原案においては、組合員期間が二十年以上の者にのみ限定されておりますのを、廃疾年金については、組合員期間が二十年未満の場合にあつても、六万円の最低保障を行なうこととするものであります。

委員各位の御賛成をお願いいたします。

以上をもちまして修正案の趣旨の説明を終わります。

○八田委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について内閣の御意見があればお述べ願ひます。

「百分の十六」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することが出来る。

附則第六項の見出しを削り、同項中「これらの年金」を「退職年金及び遺族年金」については、これらの年金」に改める。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正の趣旨の第一点は、私立学校教職員共済組合に對する国の補助について、政府原案においては、従来の百分の十五の補助率を百分の十六に改めることになっておりますが、そのほかに新たに、財源調整のため必要がある場合には、その費用の一部を国が補助できる道を開くこととしたものであります。

第二点は、既裁定の低額年金の是正措置について、政府原案においては、組合員期間が二十年以上の者にのみ限定されておりますのを、廃疾年金については、組合員期間が二十年未満の場合にあつても、六万円の最低保障を行なうこととするものであります。

○中村(梅)國務大臣 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対するたゞいまの修正案につきましては、政府の立場といたしましてもやむを得ないものと考えております。

○八田委員長 これより本案及び修正案について討論に入りますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、谷川和穂君外八名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、たゞいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○八田委員長 この際、委員長の手元に高橋重信君外九名から本案に対し附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。高橋重信君。

○高橋(重)委員 私は、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党の三党を代表いたしまして、たゞいまの法律案に対し、附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

私立学校教育の重要性と私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は、すみやかに左記の事項について検討し、その実現を図るべきである。

一 私立学校教職員共済組合法の適用外にある私立学校の教職員に対し、すみやかに、同法を適用するため必要な措置を講ずること。
二 私立学校の特殊事情にかんがみ、高給組合員に対し、長期給付支給の措置を講ずること。

三 旧長期組合員期間に係る給付について、新法を適用するため必要な措置を講ずること。

既裁定年金額についても同様とすること。

四 いわゆる年金スライド原則規定の実施基準をすみやかに明確化すること。

五 整理資源を確保するため必要な国庫補助の措置を講ずること。

六 私立学校教職員の給与が国・公立学校教職員のそれより著しく低位にある実情にかんがみ、その給与の改善、給与体系の整備等を図るため適切な指導助言を行なうこと。

七 私立学校教職員共済組合の業務の健全化を図り、かつ、掛金負担の軽減に資するため、国は、短期給付事業の費用に対する助成、長期給付事業に要する費用の補助率の引き上げに努めること。

以上でございます。

その趣旨につきましては、これまでの審議に尽くされておりますので、案文明読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

○八田委員長 以上で説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、文部大臣から発言を求められております。これを許します。中村文部大臣。

○中村(梅)國務大臣 たゞいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、誠意をもって検討したいと思っております。

○八田委員長 たゞいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次会は、来たる六月一日水曜日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

昭和四十一年六月一日印刷

昭和四十一年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局